

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行うので、特定調達契約に関する香川県会計規則の特例に関する規則（平成7年香川県規則第85号）第6条の規定により読み替えられた香川県会計規則（昭和39年香川県規則第19号。以下「規則」という。）第166条の規定により公告する。

なお、本公告における調達は、WTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）、政府調達に関する協定を改正する議定書（平成26年条約第4号）によって改正された同協定その他の国際約束の適用を受けるものである。

平成27年3月24日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 入札に付する事項

(1) 委託業務名

香川県統合宛名システム構築及び保守業務（以下「本業務」という。）

(2) 委託業務の内容

仕様書による。

(3) 委託期間

契約締結日から平成33年12月31日まで

(4) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(5) 電子入札に関する事項

本公告における調達は、原則として、かがわ電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）による入札とし、特段の定めがある場合を除き、香川県電子入札運用基準（物品等）に従うこと。ただし、電子入札システムにより難しい場合は、紙入札方式参加届出書を提出し、紙入札方式によることができる。

2 入札者の参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 香川県が発注する物品の買入れ等の契約に係る競争入札参加資格において、A級に格付けされている者であること。

なお、A級に格付けされていない者にあつては、平成27年4月30日までに「競争入札参加資格審査申請書」を香川県総務部総務事務集中課に提出して、A級格付けを得ること。

(3) 香川県が発注する物品の買入れ等の契約に係る指名停止措置を現に受けていない者であること。

(4) 本公告に係る入札説明書の交付を受けた者であること。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、次に掲げる者は、この要件を満たすものとする。

ア 会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者

イ 民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限り。）を受けた者

(6) 統合宛名システムのパッケージソフトウェアの開発業務又は地方公共団体における統合宛名システムの構築若しくは保守業務に従事した経験を有する技術者を本業務に配置できることを証明した者であること。

3 入札者に要求される事項

(1) 入札に参加を希望する者は、2の(6)の要件を満たすことを証明する書類を平成27年5月7日午前12時までに、4の(1)に示した場所に提出し、当該書類に関し説明を求められた場合は、入札に参加を希望する者の負担において完全な説明をしなければならない。

(2) 電子入札システムによる入札参加を希望する者は、(1)の書類を提出する前に電子入札システムにより入札参加資格確認申請を行い、紙入札方式による入札参加を希望する者は、(1)の書類とともに入札参加資格確認申請書を提出することとする。

(3) 提出された書類を審査した結果、本業務を受託することができると認められた者に限り入札に参加できるものとし、審査の結果は、電子入札システムにより、平成27年5月11日までに通知する（紙入札方式による入札参加を希望する者には紙媒体で通知する。）。

4 契約の内容を示す場所等（入札説明書等の交付等）

(1) 入札説明書等の交付

平成27年3月24日から同年4月14日まで（日曜日及び土曜日を除く午前9時から午後5時まで）

郵便番号 760-8570 高松市番町4丁目1番10号

香川県政策部情報政策課 システム最適化推進グループ

電話番号 087-832-3142 F A X 番号 087-834-1542

なお、入札説明書等の交付を希望する者は、香川県統合宛名システム構築及び保守業務入札説明書等交付申請書を提出すること。

(2) 契約の内容に関する質問の受付

契約の内容に関する質問がある場合は、平成27年4月15日まで（日曜日及び土曜日を除く午前9時から午後5時まで）に、(1)で示した場所に対し入札説明書等に関する質問書により行うこと。（F A X又は電子メールも可とする。）

回答は、平成27年4月23日午後5時までに、本公告に係る入札説明書等の交付を受けた者に対して通知する。

5 郵便等による入札

郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）による入札を可とする。ただし、郵便にあつては書留親展に、信書便にあつては郵便における書留親展に相当する方法に限る。

6 入札及び開札を行う日時及び場所等

(1) 入札書及び入札金額積算内訳書（以下「入札書等」という。）の提出

ア 電子入札システムによる場合

(ア) 提出期限 平成27年5月15日午後2時

(イ) 提出方法 電子入札システムによる。

イ 紙入札方式による場合（入札書等を持参する場合）

(ア) 提出日時 平成27年5月15日午後1時から午後2時まで

(イ) 提出場所 香川県庁北館3階入札室

ウ 紙入札方式による場合（郵便又は信書便による場合）

(ア) 受領期限 平成27年5月14日午後5時（必着）

(イ) 送付先 4の(1)に示した場所

(2) 開札

ア 日時 平成27年5月15日午後2時

イ 場所 香川県政策部情報政策課（ただし、入札書等を持参する紙入札方式による入札者がある場合は、香川県庁北館3階入札室）

7 落札者の決定方法

規則第147条第1項の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

なお、入札結果は、香川県物品の買入れ等の契約に係る競争入札等の周知及び結果の公表に関する要綱に基づき公表する。

8 契約書作成の要否 要

9 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

規則第152条各号に該当する場合は減免するので、減免を希望する者は、平成27年5月7日午前12時までに入札（契約）保証金免除（減額）申請書を4の(1)に示した場所に提出すること。

(3) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び規則第171条各号に掲げる場合における入札は、無効とする。

(4) 入札又は開札の取消し又は延期による損害

天災、電子入札システムの不具合その他やむを得ない事由がある場合又は入札に関し不正行為がある等により競争の実効がないと認められ、若しくはそのおそれがあると認められる場合は、入札又は開札を取り消し、又は延期することがある。この場合、入札又は開札の取消し又は延期による損害は、入札者の負担とする。

(5) 落札の無効

本件入札は、その契約に係る国庫補助金の交付決定が行われたときに、入札の効力が生ずるものとする。

落札者は、落札決定の通知を受けた日又は入札の効力が生じた日のいずれか遅い日から5日以内に契約を締結しなければならず、この期間内に落札者の責めに帰すべき事由により契約書を作成しないときは、その落札は、無効とする。

ただし、契約書を郵便又は信書便により送付する場合その他やむを得ない事由がある場合は、この期間を延長することができる。

また、落札者が正当な理由がなく契約を締結しないときは、香川県物品の買入れ等に係る指名停止等措置要領（平成11年香川県告示第787号）に基づく措置を講じる。

(6) 予約完結権の譲渡

落札者は、落札決定後契約締結までの間において、予約完結権を第三者に譲渡してはならない。

(7) 問合せ先

郵便番号 760-8570 高松市番町4丁目1番10号

香川県政策部情報政策課 システム最適化推進グループ

電話番号 087-832-3142 F A X番号 087-834-1542

(8) 詳細は、入札説明書等による。

10 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required:

The development and maintenance for Kagawa Prefectural Individual Identification Number Management System, 1 set

(2) Date, Time of bidding: 2:00 p.m., May 15, 2015

(3) Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system:

2:00 p.m., May 15, 2015 (by registered mail: 5:00 p.m., May 14, 2015)

(4) Contact point for the notice:

Information Policy Division, Policy Planning Department, Kagawa Prefectural Government, 4-1-10, Bancho, Takamatsu-shi, Kagawa-ken, Japan 760-8570.

TEL 087-832-3142

(5) We use the Japanese language and the Japanese yen in the procedures of the contract.